

近畿中国森林管理局の沿革

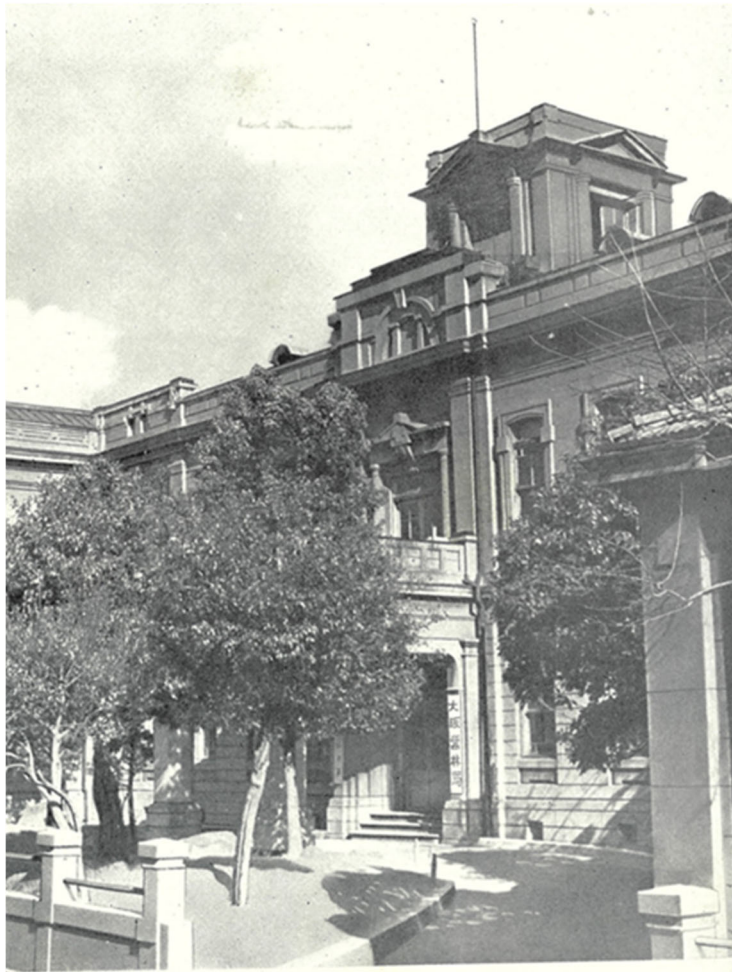
年 月	西暦	営林局・森林管理局の歩み	詳細
明治 19 年 4 月	1886	大小林区署官制により、旧管内に 9 大林区署が設置	岐阜、石川、三重、和歌山、京都、兵庫、岡山、広島、山口の各大林区署
明治 19～23 年	1886～90	官林及び官有山林原野の一部を御料林に編入	官林・官有山林原野の一部を、皇室財産（御料林）として、宮内省御料局に移管
明治 22 年 9 月	1889	4 大林区署に統合	石川（石川、岐阜）、大阪（京都、和歌山、三重）、兵庫、広島（岡山、広島、山口） このうち大阪大林区署は、北浜に仮事務所を設置し、1 か月後に四天王寺方丈に開庁
明治 26 年 2 月	1893	2 大林区署に統合	大阪（大阪、石川）、広島（兵庫、岡山）
明治 28 年	1895	大阪大林区署の庁舎全焼	庁舎焼失により東成区西高津に移転
明治 30 年	1897	森林法（第 1 次）制定 内九宝寺町庁舎落成	森林法に国有林と御料林が規定される。 大阪市東区内久宝寺町 2 丁目 （現在の銅座公園）
明治 36 年 6 月	1903	4 大林区署に再分割	石川、大阪、岡山、広島の各大林区署
同年 12 月	同上	2 大林区署に再統合	大阪（石川、大阪）、広島（岡山、広島）
大正 2 年	1913	大阪大林区署に統合	管内は 2 府 15 県 （大阪府、京都府、富山県、石川県、福井県、愛知県、岐阜県、三重県、滋賀県、奈良県、和歌山県、兵庫県、岡山県、広島県、鳥取県、島根県及び山口県）
大正 4 年	1915	内九宝寺町庁舎増築	木造洋館二階建てを増築
大正 9 年	1920	公有林野官行造林署を設置	8 署（岐阜、京都、大阪、福井、岡山、鳥取、山口、松江）
大正 13 年	1924	大阪営林局に改組	官制改革により、大林区署は営林局、小林区署は営林署、保護区は担当区になる。管内 30 署体制に。公有林野官行造林署は廃止
昭和 22 年	1947	林政統一 農林省山林局を農林省林野局（農林省の外局）に改組	帝室林野局所管御料林、内務省所管北海道国有林、農林省所管国有林を統合。愛知、岐阜、富山の国有林は、新設された名古屋営林局に編入。管内 2 府 12 県、29 署体制（うち御料林系 3 署（大阪、京都第 2、船津））
昭和 24 年 6 月	1949	国家行政組織法及び農林省設置法により「林野庁」発足	農林省林野庁大阪営林局になる。 ※農林省は昭和 53 年に農林水産省になる。
昭和 29 年	1954	大阪営林署廃止	大阪貯木場事務所を設置。管内 27 署体制
昭和 34 年	1959	法円坂町庁舎落成・移転	大阪市東区法円坂町の大阪営林署跡地に新築
昭和 61 年 6 月	1986	創立 100 周年記念式典	会場は法円坂庁舎
平成 6 年 3 月	1994	桜ノ宮庁舎落成・移転	大阪市北区天満橋 1 丁目（現庁舎）
平成 7 年 1 月	1995	阪神淡路大震災発災	復旧用木材の供給を実施
平成 11 年 3 月	1999	近畿中国森林管理局に改組	国有林野事業の抜本改革により、営林局を森林管理局に、営林署を 11 森林管理署及び 3 森林管理事務所に再編
平成 25 年 4 月	2013	国有林野事業の一般会計化	国有林野事業特別会計を廃止し、一般会計に移行



戦前の管内図（昭和10年） 愛知県、岐阜県、富山県が管内に含まれている。
 （昭和10年度大阪営林局管内概要）



戦後の管内図（昭和25年）旧御料林と旧御料林系の営林署（大阪署と船津署）の記載が追加
 （昭和25年度管内概要 大阪営林局）



1. 大阪営林局庁舎

内久宝寺町庁舎（1897—1959）中央区内久宝寺町2丁目（現在の銅座公園）
「国有林の展望」大阪営林局（1952）



法円坂町庁舎（1959—1994）中央区大手前4丁目（現在の大阪家庭裁判所）
「創立百年記念式典記録誌」大阪営林局（1986）